

「扶養控除等の見直し」における 令和6年分の所得税の定額減税の取扱いについて

同一生計配偶者又は扶養親族に係る令和6年分の所得税の定額減税の適用を受けている受給者について、その扶養控除等に誤りがあった場合は、その扶養親族などに係る定額減税については、受給者において適用できないこととなります。

したがって、源泉徴収義務者による「扶養控除等の見直し」の結果、**扶養控除等の誤りを把握した場合は、受給者がその扶養親族などについて定額減税の適用を受けていないか確認**していただき、適用を受けている場合は、その定額減税額についても見直しをお願いします。

見直しに当たっての留意事項

源泉徴収票における表示

「給与所得の源泉徴収票（年末調整済み）」には、その「（摘要）」欄に、実際に控除した年調減税額を「源泉徴収時所得税減税控除済額×××円」、年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額を「控除外額×××円」（控除しきれなかった金額がない場合は「控除外額0円」）と記載することとなっています。

〔記載例〕 <年末調整を行った一般的な場合>

令和6年分 給与所得の源泉徴収票		令和6年分											
住所		〒111-0001 東京都千代田区千代田1-2-3											
氏名		ヤマカワ タロウ 山川 太郎											
給与		7,770,000 5,893,000 2,881,300 44,500											
源泉徴収時所得税減税控除済額		120,000											
控除外額		0											
源泉徴収時所得税減税控除済額120,000円、控除外額0円													

「源泉徴収時所得税減税控除済額120,000円」としているため、当初の年末調整時に同一生計配偶者又は扶養親族について、定額減税の適用を受けていることがわかります。

$$\begin{array}{rcl} 3万円 & + & 9万円 \\ 本人分 & & 同一生計配偶者又は扶養親族 \\ \hline & = & 12万円 \end{array}$$

扶養控除等に誤りがあった場合、同一生計配偶者又は扶養親族に係る定額減税額について見直しを行った上で、改めて年税額を計算します。

注意！！

配偶者控除により38万円の控除を受けていた受給者について、配偶者の所得超過等により配偶者特別控除の適用を受けることとなった場合には、仮に配偶者特別控除の額が38万円で控除額が変わらない場合でも、定額減税の対象となる同一生計配偶者に該当しないこととなるため、定額減税額の見直しが必要となります。

各種参考情報

定額減税の計算方法の詳細については、国税庁ホームページに掲載の「給与等の源泉徴収事務に係る令和6年分所得税の定額減税のしかた」や、「令和6年分所得税の定額減税Q & A」をご覧ください。

また、定額減税の制度の詳細については、国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」で様々な情報を入手・閲覧できます。

給与等の源泉徴収事務に係る令和6年分所得税の定額減税のしかた



令和6年分所得税の定額減税Q & A



定額減税特設サイト



定額減税の概要

定額減税とは

「定額減税」とは、本人と扶養親族などの人数により算出される定額減税額を令和6年分の所得税額及び個人住民税所得割額から差し引くことにより、所得税及び個人住民税の負担を軽減する特例措置をいいます。

定額減税額	所得税	個人住民税
本人分	3万円	1万円
同一生計配偶者又は扶養親族（注1、2）	1人につき3万円	1人につき1万円

※ 本人、同一生計配偶者及び扶養親族はいずれも、居住者（後述）である方に限ります。

定額減税は、控除できる所得税額及び個人住民税所得割額がある方が対象となります。なお、定額減税額がその人の所得税額や個人住民税所得割額を超える場合には、それぞれその税額を限度として控除されます。

また、所得税額や個人住民税所得割額から定額減税額（定額減税可能額）を控除しきれないと見込まれる場合は、控除しきれないおおよその額が市区町村から給付されます。各種給付及び定額減税の全体像等については、内閣官房ホームページ「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」をご確認ください。



内閣官房「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」

（注1）同一生計配偶者とは、令和6年12月31日（納税者が年の途中で死亡し、又は出国する場合は、その死亡又は出国の時）の現況で、納税者と生計を一にする配偶者（青色申告者の事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色申告者の事業専従者（以下「青色事業専従者等」といいます。）を除きます。）で、年間の合計所得金額（後述）が48万円以下の人をいいます。

（注2）扶養親族とは、令和6年12月31日（納税者が年の途中で死亡し、又は出国する場合は、その死亡又は出国の時）の現況で、納税者と生計を一にする親族（配偶者及び青色事業専従者等を除きます。）で、年間の合計所得金額が48万円以下の人をいいます。

所得税の定額減税の対象となる方

令和6年分の所得税に係る合計所得金額（注1）が1,805万円以下である居住者（注2）の方が対象です。

※ 給与収入のみの場合、給与収入が2,000万円以下（注3）である方です。

（注1）合計所得金額とは、純損失や雑損失などの繰越控除の適用がないものとして計算した総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、特別控除前の土地建物等の譲渡所得や株式等譲渡所得などの合計額をいいます。

（注2）居住者とは、国内に住所を有する個人又は現在まで引き続いて1年以上居所がある個人をいいます。居住者以外の個人である「非居住者」は定額減税の対象とはなりません。

（注3）年齢23歳未満の扶養親族を有する方や、本人が特別障害者に該当する方又は特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する方が「子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除」の適用を受ける場合には、2,015万円以下となります。

所得税の定額減税の実施方法

定額減税は、所得の種類などに応じて、原則として次の方法により実施（控除）されます。

給与所得者に対する実施

○ 令和6年6月1日以後最初に支払われる給与等（賞与を含みます。）に係る源泉徴収税額から定額減税額に相当する金額が控除されます。

○ 令和6年6月の給与等に係る源泉徴収税額から控除しきれなかった場合は、以後令和6年中に支払われる給与等に係る源泉徴収税額から順次控除されます。

※ 各人の定額減税額は、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」等に基づき決定します。令和6年6月1日以後最初に支払われる給与等の支払日以後、年末までに扶養親族等の情報に異動があった場合には、年末調整又は確定申告で調整を行います。